

発議第 2 号

瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正すること
について

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内
市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 22 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

（提出の理由）

政務活動費の使途の透明性を向上するために、瀬戸内市情報公開条例の規定によることなく、収支報告書を閲覧等に供することとし、そのために必要な改正を行うもの。また、あわせて、交付額の年額記載及び範囲を見直すもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 24 年瀬戸内市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(交付額及び交付の時期)

第3条 政務活動費は、毎年4月1日に在職する議員に対して、年額24万円を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額の政務活動費を交付する。

(1) 年度途中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額

(2) 年度中途から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月(議員となった日が月の初日に当たる場合は当月)から3月までの月割額

3 政務活動費は、4月30日までに交付する。ただし、年度中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日までに交付する。

第4条第1項中「陳情、各種会議への参加など」を「陳情等」に改める。

第6条中「市長は、」を削り、「交付を受けた議員が」を「交付を受けた議員は、」に、「の返還を命ずることができる」を「を返還しなければならない」に改め、

同条に次の1項を加える。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月）から3月（第3条第2項第1号の規定による交付の場合は任期満了の日の属する月）までの月割額を返還しなければならない。

第7条の見出し中「保存」の次に「及び閲覧」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

別表会議費の項を削り、同表資料購入費の項中「図書、資料等の購入」を「図書及び資料の購入等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に交付されている政務活動費については、なお従前の例による。

瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年瀬戸内市条例第51号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>交付額及び交付の方法</u>)</p> <p>第3条 <u>議員に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対して、月額2万円を交付する。</u></p> <p>2 <u>政務活動費は、4月末までに12月分を交付するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p>3 <u>年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。</u></p> <p>4 <u>基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は支給しない。</u></p> <p>5 <u>政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。</u></p> <p>(政務活動費の範囲)</p> <p>第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、</p>	<p>○瀬戸内市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>交付額及び交付の時期</u>)</p> <p>第3条 <u>政務活動費は、毎年4月1日に在職する議員に対して、年額24万円を交付する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額の政務活動費を交付する。</u></p> <p>(1) <u>年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額</u></p> <p>(2) <u>年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月(議員となった日が月の初日に当たる場合は当月)から3月までの月割額</u></p> <p>3 <u>政務活動費は、4月30日までに交付する。ただし、年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日までに交付する。</u></p> <p>(政務活動費の範囲)</p> <p>第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、</p>

要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 略

第5条 略

（政務活動費の返還）

第6条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

第8条～第9条 略

要請、陳情等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 略

第5条 略

（政務活動費の返還）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月）から3月（第3条第2項第1号の規定による交付の場合は任期満了の日の属する月）までの月割額を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

第8条～第9条 略

別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書及び資料の購入等に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費